

広島県告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十八年四月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道焼山吉浦線	呉市焼山ひばりヶ丘町七一九番一地从先から 呉市焼山町字此原七二〇番一九地先まで 呉市焼山町字此原七二〇番一四地先まで	平成一八年四月七日